

いじめに関する現状と課題

本校は昨年度いじめに関する事案が発生し、いじめ解消に向けて取り組み、解消につなげた。事案の解決には、担任だけでなく、チームで関わったり、保護者と連携したりしている。また、いじめ問題を全校で取り上げ、絶対に許されない行為であることも指導を行っている。

いじめの未然防止の取り組みを強化するために、教職員間での課題の共有化や支え合う学校集団づくりなどを進め、積極的な生徒指導の取り組みを学校全体のものとしなければならない。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対処の基本的な考え方

すべての職員が、「いじめは決して許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。いじめ防止のための基本方針として、次の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のための様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭で協力して、指導にあたる。

〈重点となる取組〉

○SNSの利用やネット上のいじめについての認識を高め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。

○人権月間においては、全学級で学級の現状を振り返り、いじめを許さず、いじめにつながるトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

○児童のインターネット利用状況を踏まえ、各学年で実態に応じて、情報モラルに関する指導を計画的に進める。

保護者・地域との連携

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者への理解を得るとともに、学級懇談等を活用して、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
- ・個人懇談や家庭訪問等で児童の様子について情報を共有しておく。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

学 校

いじめ問題対策委員会

＜対策委員会の役割＞

基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・改善の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞

- ・校内:年3回 校外:年2回
- ・緊急を要する場合（SC・SSW）

＜構成メンバー＞

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、関係児童が所属する学級担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・県・市教育委員会

＜連携の内容＞

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SC、SSW等）の派遣

＜連携機関名＞

- ・警察

＜連携の内容＞

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の実施

＜学校側の窓口＞

- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ①
い
じ
め
の
防
止 | <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の資料等を活用し、不登校やいじめ、暴力行為等を生まないための 学校づくりに向けた生徒指導の進め方や課題について学ぶ研修を行う。 ・教職員の指導力向上のために児童のネット利用の状況と指導上の留意点について研修会を行う。 ・居心地のよい学級づくりの推進に向けて、年2回実施するhyper-QU検査を有効に活用するための研修会を実施する。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班遊びや仲良し遊び、なかよし集会を実施し、振り返りを大切にして、仲間づくりを推進する。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や特別活動等で、児童が活躍できる場を意図的に設定し、自己有用感や自己存在感を高めていく学級、学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できるように情報モラルに関する授業を行う。 <p>(道徳教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業を通して、道徳的な考え方、道徳的判断力、道徳的行動力を高め、いじめの未然防止に努める。 <p>(コミュニケーション活動の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動でソーシャルスキル教育やグループエンカウンターなどを取り入れ、自分と他人で思いや考えが違うことに気付くとともに、自分も認められていることに気付くことにより自尊感情を育てる。 <p>(いじめ重大事態に対する平時からの備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストを用いて定期的に実施状況を点検する。 |
| ②
早
期
発
見 | <p>(いじめを早期に発見するための日々の観察)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が児童とともに過ごす時間を積極的に設けたり、会話したりすることでいじめを早期に発見する。 ・終礼や職員会議で、気になる児童について緊密に情報交換をし、生徒指導委員会で協議する。 <p>(教育相談体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から教職員が児童に声をかけ、児童との信頼関係を形成する。 ・定期的な教育相談期間を設け、実態把握のためにアンケートを実施した上で、教育相談を全児童に行う。 ・いじめは絶対に許されないことについて子どもたちに指導するとともに、困ったことがあった時に相談しやすい環境を整備しておく。 <p>(家庭との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から家庭との信頼関係を築くとともに、気になる情報には適切かつ迅速に対応する。 |
| ③
い
じ
め
へ
の
対
処 | <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童が、いじめを受けているという通報やその可能性が明らかになったときには、速やかにいじめの有無を確認する。 <p>(いじめの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。 ・教育委員会と適切に連携する。(報告、連絡、相談) <p>(児童への指導・支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認されたときには、いじめられた児童を最後まで守りぬくことを最優先に、当該児童や保護者に支援を行う。 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。 ・SCやSSW等と連携し、児童の心のケアに努める。 ・いじめの「解消」は、定義①②に基づいて判断し、解消を即断せず、必要な支援、見守り等を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> ①いじめの行為が3か月以上ないこと。 ②本人と保護者に面談等で「心身の苦痛がない」ことを確認すること。 |